

第10回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月8日(火)午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員 (24名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
4番	牛嶋 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳	24番	城後 公一

4. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第42号 農地の競売に参加するため民事執行規則第33条の規定による買受適格者としての証明

議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第15号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 松延 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 黒木支所 渡部
真弓 立花支所 安田 凌介 上陽支所 大淵 剛 星野支所 江藤 繁徳
矢部支所 堤 翔太

6. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）	
議 長	<p>みなさまこんにちは。大型で非常に強い台風10号、心配をしておりましたが八女市としては、さほどの被害はなかったようでございます。しかしながら、他の地域におきましては甚大なる被害もあったようでございます。ここに改めてお見舞いを申し上げます。</p> <p>本日は令和2年第10回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しいところご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 議 長 着 席 ）</p>
議 長	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>ただ今の出席委員の数は農業委員 24名 であります。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番 馬場康浩委員、8番 大坪知美子委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（案件朗読）</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案5件を一括議題といたします。</p> <p>なお、今回の総会はコロナウイルス感染拡大防止の観点から短時間で議事を進行したいと思います。事前に説明を配布していただきましたので、委員・事務局による説明・質疑を省略し、採決のみ行います。</p> <p>1ページをお願いします。</p>

議 長	<p>報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、審議を終わります。</p> <p>5ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理についての番号1番について、採決いたします。</p> <p>異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番については、下限面積関係で8ページの18番と関連していますので、一括して採決いたします。</p> <p>異議ありませんでしょうか。</p>
農業委員 21番	<p>はい。こちらの方に書かれてある”新規営農”と書かれている方には、どのようなメリットがあるのでしょうか。例えば、国の交付金、それから市の助成金について何か関係があるようなことなのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。こちらに書いてます”新規営農”という言葉なのですが、新規営農というのは、基本的には経営面積が0の方が新しく農地を取得して農業を始められるという方で“新規営農”という記載をさせていただいてます。国の交付金・県の交付金をいただく方については、この下にその旨を記載するようにいたしてありますので、この方については“新規営農”と記載しているだけなので、ただ単に経営面積が0の方が新しく営農されるということでこのような記載になります。</p>
農業委員 21番	<p>そうしますと、八女市のホームページに第3条の申請についてということで、今言われたような新規の方に対しては、5個の項目があります。小作地で小作人以外の者が買受けをしようとするとき。それから、農地の買受け後、その世帯員が農業経営に供すべき農地のすべて</p>

農業委員 21番	について自ら耕作すると認められないとき。3番目にもそのようなことが書いてあって、4番目に40アール未満であるとき。これは要するに下限面積のことだと思います。あとは、経営状況、通作距離等からみて買い受ける農地を効率的に利用して耕作すると認められないとき。これはなぜここでこう言うかという、本日の議案の中にも既に該当するのではないかという案件が出てきてますので、お尋ねをいたしましたということです。ですから、あとの議案の時にはその辺りのことに関して追加でご説明をお願いしたいと思います。以上です。
議 長	とりあえず、この議案は進めて大丈夫ですか。
農業委員 21番	いいです。そういう内容に適しているかどうかは、付け加えてこれからは説明をお願いします。
議 長	はい。分かりました。他に質問はありませんでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番について、採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番について、採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番について、採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番について、採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番については、下限面積関係で7ページの17番と関連しますので、一括して採決いたします。 異議ありませんか。</p>
農業委員 21番	<p>先程言った説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番および17番についてご説明をいたします。(議案書朗読) 譲受人の新規営農と譲渡人の経営縮小ということで、売買および賃借権設定を結ばれる予定でございます。譲受人は新規営農ということですが、農産物の生産や加工を行う会社に立花町の方で勤められておられて、農業経験は5年ほどあるということです。会社は当該農地の近辺に所在しておられて、常時、農業の従事が可能となっております。以上でございます。</p>
農業委員 21番	<p>いいですか。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
農業委員 21番	<p>先程、説明された譲受人に関しては空き家があると判断されてるのですか。“常時”というのはどういうことですか。具体的な日数が計画で出ていると思いますが、計画がわからないのでどういう判断をされてるのか分かりません。農地を取得して農業に励んでもらうのは、全然構わないですが、ルール上に則っているのかを説明してほしいです。年間従事日数150日以上が条件だと思います。今回の譲受人は、会社に勤めながら150日以上の営農従事が取れますか。</p>

事務局 事務局	<p>私の方から代わりに説明させていただきます。</p> <p>農林水産省が定めます定義、基準につきましては、150日以上農業に従事していることがうたわれていますが150日未満であっても農作業を行う必要がある限り農作業に従事していれば150日未満であっても認めるものとするとしています。今回の譲受人につきましては、住所は大野城市ですが、勤務地が八女市立花町辺春近隣にお勤めになっていますので、その中、例えば早朝でありましたり、夕方終業後に農業をやるような形で、時間的には短いかもしれませんが、日数的にはかなり従事できるのではないかとということで、基盤強化法の利用権設定も合わせまして40アールを上回るというところも考慮して、事務局で総合的に判断したところです。</p>
農業委員 21番	<p>それだけでは他の新規営農の方と一緒になので、それは僕はいいことだと思います。しかし、この文章には、“現在大野城市在住”と書かれていますよ。住所が大野城市で遠くに住んでいますと書かれていますから聞いているんですよ。だから、もう一方の方は、別の住所から八女市に住んで来ますと書かれていますので、こういう方は非常にありがたいなと思います。在住ということはそこに住んでいるのではないのですか。立花に住んでないということですよ。</p>
事務局	<p>補足して説明をいたします。現在お勤めの会社自体も農地を取得して、農産物の販売・加工を行っておられます。その会社の事業とは別に、常時通われてナスやキュウリの栽培等を考えてありますので事務局としては取得可能ではないかと判断したところであります。</p>
農業委員 21番 事務局	<p>ではこの方は八女市に移るのですか。</p> <p>移るとは書いておりません。常時会社に来られて、会社でも農作業をされて農業生産物を作られてある。その傍ら、立花町の方で会社の事業とは別に農地を取得されて農作物を作りたいということで申請されています。</p>
農業委員 21番	<p>それでは、別の方が同じようなことがあっても駄目ですということはないですね。どこに住んでいても問題はないですね。</p>

事務局	常時従事条件を満たせば可能だと思います。
農業委員 21番	それでは、次回の総会で、常時従事条件の具体的な数字の掲示をお願いします。
事務局	常時従事条件に具体的な判例がありませんので、なかなか難しいと思います。
農業委員 21番	八女市ではどのように書いてあるのですか。150日以上と書いてありますよ。
議長	それでは、この案件に関して他に意見はありますか。
農業委員 19番	農業委員19番です。この案件については保留ということですか。事務局として通したということで可決するか、どういう形になりますか。
議長	事務処理にかかる日数が決められていますので、保留はありません。採決による判断をお願いします。他にありませんか。それでは採決に移ります。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号8番について採決いたします。異議ありませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。続いて番号9番について採決いたします。異議ありませんでしょうか。 (異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号10番と9ページの農地の競売に参加するため民事執行規則第33条の規定による買受適格者としての証明についての番号1番は関連しますので一括して採決いたします。</p>
農業委員 21番	<p>説明資料を見ても、買受適格証明の具体的な条件が書かれてなかったもので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、お答えします。こちらは農地を取得できる方については、下限面積、常時従事要件、農作業に必要な機具をそろえているか等、農業を本当に経営できるかということも3条の申請の中で判断することになります。買受適格証明願と同時に農地法3条の申請もなされています。その3条の申請を判断する中で、近隣にお住まいであるということ、また、取得して露地野菜等を栽培するという営農計画をみて、落札者となった場合に、その農地で耕作できると判断したところでございます。</p>
農業委員 21番 事務局	<p>買受できない方の場合は。</p> <p>買受できない人の証明書は出せないのので、買受できるというような判断をするために農地法3条の申請も一緒にしていただいています。</p> <p>買受ができない方としましては、農地法3条の許可ができないような方です。本案件は競売に参加するために資格の証明をするものです。</p> <p>入札に参加できる資格を持った方は、農地を取得することが出来る方です。農地を取得することが可能な方は、農地法第3条の要件をが達成できる方で、そのような方に限り入札の参加資格があるという証明です。</p>
農業委員 21番 事務局	<p>今回の入札は、この方のみですか。</p> <p>そうです。この方だけです。たまたま今回は1名ですが、場合によりましては、3名、4名、5名、、、と買受適格証明の申請をされることになります。</p>

議 長	<p>よろしいでしょうか。他に何かありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて7ページをお願いします。続いて番号11番について、採決 いたします。</p> <p>異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番について採決いたします。</p> <p>異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番について採決いたします。</p> <p>異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番について採決いたします。</p> <p>異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番について採決いたします。</p> <p>異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番について採決いたします。 異議ありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号17番、18番は採決済みです。 9ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第42号 農地の競売に参加するため民事執行規則第33条の規定による買受適格者としての証明につきましては、先程の農地法第3条申請の審議の中で採決済みです。 10ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 12ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第15号 農地法施行規則第53条の規定による報告について番号1番・2番ともに携帯電話の基地局用地への転用です。 本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、審議を終わります。 13ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理についての番号1番について採決いたします。 異議ありませんでしょうか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番について採決いたします。 異議ありませんでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 14ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理についての番号1番について採決いたします。 異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番について採決いたします。 異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番について採決いたします。 異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。</p>

(閉会宣言 2時50分)

令和2年9月8日

議長 城後 公一

7番 馬場 康浩

8番 大坪 知美子